

長崎労働基準監督署発表
令和5年5月22日(月)

令和5年5月22日(月)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長

森藤 卓朗

○ 第3方面主任監督官

向野 浩太郎

(電話) 095-846-6391

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 中里 晋)は、本日、個人事業主Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和3年6月29日に発生した休業4日以上労働災害に関して、遅滞なく労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に提出しなかった疑い(「労災かくし」)。

1 被疑者

個人事業主A

所在地:長崎県五島市吉久木町

事業内容:農業及び畜産業

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法第120条第5号(罰則)

3 被疑内容

被疑者個人事業主Aは、五島市内にある同人が所有する田んぼ内で、令和3年6月29日に同人が雇用する労働者Bが休業4日以上労働事故に罹災している事実を承知していながら、遅滞なく労働者死傷病報告を、長崎労働基準監督署長に提出しなかったものです。

4 その他

労働安全衛生法第100条第1項(労働安全衛生規則第97条)の規定は、事業者が、その使用する労働者の業務上の負傷等が原因で、4日以上休業したときは様式第23号により、4日未満のときは様式第24号により所轄労働基準監督署長あてに「労働者死傷病報告」を提出する義務を課しています。

同法が事業者はこの報告の提出を義務付けているのは、労働基準監督署が当該報告により、労働災害の発生原因等を一早く把握、分析し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、事後の労働基準行政の推進に資するためであり、労働災害の発生状況等を正確に把握することは労働災害防止対策にとって極めて重要なことです。

以上のことを踏まえ、これまで当署は、労災かくし事案について司法処分を含め、厳正に取り組んできたところであり、今後も同様に対処していく方針です。

なお、長崎労働局管内において平成29年度以降に検察庁に送致した労災かくし事案は、本件を含めて9件（うち長崎労働基準監督署2件）となっています。

○労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

○労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。